

平成 16 年度 第 13 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 17 年 3 月 7 日 (月) 15:30 ~ 16:46

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、南場智子、原早苗、本田桂子各委員、安念潤司、大橋豊彦、橋本博之、福井秀夫各専門委員

(事務局) 林内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、井上参事官、岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官、丸山企画官

4 . 議事次第

(1) 追加答申について (案文審議)

(2) 規制改革・民間開放推進 3 か年計画【改定】の状況について

(3) 来年度の検討課題等について

(4) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは定刻でございますので、ただいまから第 13 回の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は、9 名の委員と 4 名の専門委員に御出席いただいております。

本日も追加答申の案文を御審議いただくということでございます。それと同時に、来年度の検討課題等の議論も始めたいということでございます。

それでは議事に入ります前に、本日の資料のお取り扱いについて申し上げます。

配付されております資料のうち「2005 年度の重点検討分野・検討体制等についての基本方針(案)」という資料を除きまして、いずれもとりまとめや閣議決定に向けた中間的な資料との位置づけで、非公表とさせていただきます。したがって、これらの資料のお取り扱いには十分御注意を賜われますようお願い申し上げます。

それでは、追加答申の審議に入らせていただきます。

お手元の資料「規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申(追加答申)(案)」を御覧いただきたいと思います。

これは、各担当主査が中心となりまして、前回の会議の御審議を踏まえて修正を行うとともに、各省協議の現状を反映させたものでございます。

なお、前回ペンディングとなっております第 1 次答申事項のフォローアップの部分は、委員、専門委員の皆様と御相談させていただきました結果、混合診療、中医協、車検を記述することとし、本日の原案には混合診療と中医協について案文をお示ししております。

車検につきましては、現在、国土交通省と調整中ということで、まだペンディングとなっ

ております。

それでは、フォローアップ部分も含めまして、担当主査より御説明をお願い申し上げます。

前回からの変更点、各省との調整状況等を中心に、御担当分野が複数の場合はまとめて、いつものとおり時間を制限して申し訳ございませんが、1分野2分程度で簡潔に御説明をお願い申し上げます。御欠席の主査の分は事務局をお願い申し上げます。

それでは、順番を申し上げますと、草刈総括主査、鈴木議長代理、八代総括主査、黒川委員、そして事務局の岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官という形で御担当分野を2～3分ということをお願いできればと思います。

まず、混合診療のフォローアップにつきまして、草刈総括主査からお願いいたします。

草刈総括主査 資料の最初から3枚目ぐらいの1ページ目のところに「1 いわゆる『混合診療』（保険診療と保険外診療の併用）の解禁」というのがございます。

それで「【問題意識及び今後の課題】」と書いてございますが、これは御存じのとおり昨年末に両大臣の間で基本的な合意に達しました、いわゆる具体的施策というものを、薬の問題、それから技術の問題等々ありますが、それをあそこに書いてありますような手順で、いわゆるメニューをきちんと消化してもらっているかどうかというのを、まず第1にウオッチして、必要に応じて注文を付ける必要があれば付けていくということを書いてございます。

したがって、この辺のところは、もう既に厚生労働省とも一致しておりますので、特に新しい問題もありません。今、御報告するようなこともございませんので、このままで出すつもりでおります。

以上です。

宮内議長 では、鈴木議長代理お願いいたします。

鈴木議長代理 同じく中医協につきましては、案文としては先般に出した内容のとおりで行きたいと思っております。

なお、宮内議長他が今月中に中医協の有識者会議でいろいろ説明を行うことになっております。

車検につきましては、先般から御報告しておりますけれども、来週の月曜日に公開討論を行う手続に入りたいと思っております。

問題としては、いろいろ判断するに当たっての材料とか手法について、それが十分説明責任を果たしているのかという点を中心にした議論をしておきたいと思っております。

個別問題に入りまして、順番からいうと、ITにつきましては細かい字句の問題等については、まだ完全にセットしておるわけではありませんけれども、おおむねの項目については基本的には合意に達しております。若干問題がありますのは、電波利用料に関する免許不要局の扱いについて、関係省庁の方から若干異論がありますので、それを解決する必要があります。

それから、高速電力線搬送通信設備に関する周波数帯の拡大についても、まだ議論が継続している最中でして、なるべく早く問題を解決したいと思っております。次は医療ですが、大体内容はセットし終わっております、我々が初期に期待したような線に大体落ち着くことができると思っております。次にエネルギー・運輸ですけれども、これはちょっと難航しております、もう少し議論を必要とするという点がありまして、特に電力の全面自由化を少しでも時期をムーブアップするということと、全面自由化の方針をきちんと守ってくれということ念押ししておきたいところですが、ここら辺の問題について今日も議論したのですけれども、まだペンディングのところがあります。

運輸につきましては、特にタクシー、トラックのところ、まだ解決しなければいけないので、今週中にもう一度話をしていきたいと考えております。

基準認証・資格制度についても、いろいろな意見が関係省庁から寄せられておりますけれども、基準認証・資格制度については、今年度特に何をやるというのではなくて、来年度に向けての方針を明示しただけのことですから、これはほとんど案文のような形で決まると考えております。

以上です。

宮内議長 八代総括主査、どうぞ。

八代総括主査 では、次の福祉・保育の点でございますが、介護の方は前と同じであります。

保育の方は、なかなか意見の合意が見られずに、その合意が見られない基本的な理由は、やはり介護ニーズというものをどう考えるかという根本的なところの違いでありまして、厚生労働省は、これは基本的に一時的なものである。今、待機児童は数万人でありますけれども、これを何とか総合施設とか、そういうものでしのげば何とかなる程度のものであるという形で抜本的な改革は要らないのではないかという認識であるわけですが、それに対して我々はここに書いていますように、今後、保育ニーズというのは、女性の急速な社会進出に伴って潜在的に極めて大きいので、抜本的な対策が必要である。

その意味では、直接助成方式であるとか、あるいは介護保険と同様な仕組みによる保育保険みたいなものが導入できないかを検討する必要がある。そういう基本的な考え方が大切なので、具体的な施策にはちょっと盛り込めないのですけれども、問題意識のところ、それをきちんと書いておくということにしております。

雇用・労働の方は、基本的には大きく変わっておりません、ILO条約の問題についても依然として今後の課題という形で残しているということで、具体的な中身については細かい修正があったのみでございます。

以上でございます。

宮内議長 黒川委員どうぞ。

黒川委員 まず、農業の分野ですけれども、おおむねここに書かれている文章については農林水産省と合意に至っております。基本的には農業分野にできるだけPFIを入れるこ

と。それから、中山間地域というか、条件不利地域の開発の在り方をEUの考え方に即してやりましょうということ。それから農地制度の改革の具体化の内容について方針を書いてありまして、これは了解しています。

それから、住宅・土地・環境の分野ですが、この分野についても、それぞれの省庁とここに書かれている文面については、もう調整が終わっているというふうになっています。

特に建築基準法、都市計画法の分野で、これまで幾つか具体的に国交省と調整がついて、具体的に措置されることになったものがここに書かれています。これは、前回御説明したとおりです。

ということで、あえてここで改めてお話ししなければいけないということはございません。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、残りの部分につきまして、岩佐、長瀬、原企画官からお願いいたします。

岩佐企画官 神田先生の基本ルールでございますが、これについては総務省と調整をいたしておりまして、パブリック・コメントで次の法制化、書面交付制度の在り方の見直し、いずれもほぼ調整は終わっております。

最後の書面交付制度の在り方の見直しのところで、若干中身について細かい書きぶりの整理をいたしている状況です。

以上です。

長瀬企画官 安居主査分と神田主査分の残りにつきまして、2番目の国際経済連携でございますけれども、2月18日にワーキングを開催しまして、厚生労働省、法務省と折衝しました。それを経て現在の案に至っております。

中身としましては、前回御報告しましたとおり、在留資格、それから研修・技能実習制度、ビザ、大体この3項目になっておりますが、今週の金曜日、まだ調整が必要な項目につきまして、ワーキングで最終折衝をしていくという予定になっております。

ペンディングになっておりますのは、本日の資料中に(p)と書かれておりますものでございます。2、3、4、8、11、12でございます。

法務・金融・競争政策でございますけれども、これも前回の御報告と大きな変更はございませんが、前回の委員の御指摘と各省との調整を踏まえて原案になっております。

競争政策の部分と、2番目の金融のうち「(2)証券」についてはおおむねセットでございます。

まだ個別事項の中で4ページから7ページの銀行、それから10ページから12ページの保険につきまして、先週金曜日に各省調整を実施いたしまして、それを踏まえて、今、文言の修正等、最終段階に入っている次第でございます。

以上でございます。

原企画官 次に5番と書かれております教育・研究でございます。白石先生の御担当分野でございますが、2枚目以降が具体的施策になっておりまして、まだペンディングの事

項につきましては3か所ございまして、(p)ということで記してございます。

まず、1の(1)でございますが、大学設置・学校法人審議会の件でございます。今、ここに書かれておりますのは、2月末時点での原案でございますが、その後、3月2日にも白石先生以下、先生方で直接折衝もしていただいております。その後もやりとりを続けておりますが、審査過程の透明性を確保するための措置については、ある程度講じられてきているということもございまして、今のところは審査方法の改善という観点から、過去の審査に基づく事例集的なものを作っただいて、新規申請者の参考に供するようなことができないかということで、今、詰めの議論を行っているところでございます。次に3ページ目でございますが「(2)私立学校審議会構成員比率の見直し趣旨の徹底(p)」。

これはこの会議でもフォローアップをしっかりとやるべしという観点から、過去提言してきたものについて、その内容がきちんと会議の主張どおりに実行されているかどうかという観点から非常に皆さんも御関心があるところかと思えます。

これにつきましては、引き続き折衝を行っております。現在は利害関係者が含まれていることは好ましくないのだという趣旨をより徹底していただく観点から、見直し趣旨の通知を再度出していただくような方向で折衝を行っていただいているところでございます。

最後、4ページ目でございますが「(2)学校法人会計制度の見直し(p)」ということで(p)が立っておりますが、これにつきましては、内容にありますとおり、特区の方の学校の自己所有要件の問題と非常に密接に絡んでございまして、会計制度ということであると、非常に技術的な問題のように聞こえますが、この特区の方の結論待ちといった点もございまして、今、文科省の方は具体的施策にはなかなか盛り込み難いということをおっしゃっておりまして、最終的にはそこは折衝次第でございますけれども、もしそういったことで具体的施策に盛り込みにくいということであれば、今回はあきらめて次回に改めて仕切り直しもあり得べしということで、現在詰めているところでございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらどうぞ。

八代総括主査 今、最後に言われた学校法人ですけれども、今、確かに構造改革特区の評価委員会で校地・校舎の自己所有要件の全国化に当たって議論をしていますけれども、それと学校法人会計とどうリンクしているのかというのを、ちょっと補足をお願いします。

原企画官 ここに「例えば」とございまして、特区の件が書いてありまして、この件は最後の会計制度のところ、基本金の在り方を中心に学校法人会計制度を改めて見直すべきであると言われてございまして、基本金の中は4種類ぐらいに分かれておりますが、1号基本金の問題はまさに学校法人の校地・校舎の自己所有要件の問題と裏腹といいたいまいしょうか、関係してございまして、その見直しが特区で進んでいるということからしますと、なかなか具体的な基本金の在り方まで踏み込んだ検討は難しいのではないかと。少なくとも17

年度中に検討して結論を出すことは難しいというのが、今の文科省の姿勢でございます。

八代総括主査 それは言いがかりとしか思えないわけで、学校法人は基本金というのはどのような形態で持っても良いわけで、そのうちの特定の土地・校舎の問題を構造改革特区で議論しているわけです。かりに少しでも特区で検討中なら規制改革会議で議論できないとしたら、あらゆるものが相互に関連するということになりはしないかと思いますが。

原企画官 これは折衝してございますので、今、御指摘の点も含めて引き続き折衝を続けたいと思います。

宮内議長 原委員どうぞ。

原委員 2点なのですが、1つは自分自身が担当しているところで、既に省庁とのやりとりも終わっていて修文はかなわないということだと思いますけれども、1つ意見と、それから少し違う分野のところで意見を申し上げたいと思います。

競争政策・法務・金融の分野の競争政策の部分なのですが、2ページの辺りにかけて、独占禁止法改正というのが成立するということが、まず大前提ということになるのですが、まずそれを行った後、事業者への周知と、それから公正取引委員会の審判廷を含めた体制整備の話というところに力点が置かれていると思いますけれども、この文章の上から7行目の辺りを読んでいくと「新制度がその効果を挙げるためには、事業者が当該制度を積極的に活用できるよう」となっていて、やや事業者のための制度のように見えて、私としては、新制度がその効果を挙げるためには、当該制度を積極的に機能できるよう経済界を始めとする関係各層への周知が欠かせないということであって、事業者が活用するためというのは、少しニュアンスが違うかなと思ったりしております。

それから、実際に独占禁止法改正になれば、2年後の見直しというようなことも課題が上がっておりますので、課徴金制度を含めて、そういったものの在り方をどういうふうにしていくのかということの検討を深めるということも、本来であれば入るべきではなかったかと思えます。

それから、消費者の立場から言うと、3番のところに書いてあります「景品・表示規制に関する検討」のところなのですが、ここの部分も景品と表示に絞ってありますけれども、実際には3行目のところに「ぎまんの表示」だけにとどめてありますが、ぎまんの表示や勧誘というところで、勧誘も含めて問題にしております。景表法そのもの、全体的な体系の再整理というところが必要ではないかと思っておりますので、補足として意見を述べておきたいと思えます。

それから、6番目の医療のところなのですが、是非強調してお願いしたいと思っておりますのが、2ページの「【具体的施策】」のところで「(1)医療提供者に関する情報の公開」というふうになっております。アとイとウというのが出されておりますけれども、ここが平成17年度中に検討・結論、措置というふうになっておりますけれども、つい先日、お嬢さんが白血病になられた方のお話をお聞きしまして、白血病はそれほどたくさん患者さんというのがいらっしゃるわけではないので、大変助かっているのは、病院の医師同士、

患者も含めて情報のネットワーク化というのがかなり進んでいて、こういう遺伝子情報レベルのところまでわかっていて、こういう薬を投与すれば効果的だということところが、患者さん、患者の家族、それから病院側、医師も含めて広範に情報が共有できて、選択をして利用できるというようなことで、当初白血病と聞いたときは驚いたのですけれども、今、どこの病院で診療を受けていても、最先端の医療を受けていられるような感じがして大変助かっているというか、貴重だというお話も聞いたりいたしまして、是非この辺りは今後強調して進めていくべきというところで、医療グループの方には頑張ってくださいと思います。

以上、2点です。

宮内議長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、この案文につきましては、ただいま御意見もちょうだいいたしました。最終的には引き続き御担当の各主査を中心に調整をしていただき、次回の3月下旬の会議におきまして、会議として決定いたしまして、答申を行いたいと思います。

調整状況につきましては、随時事務局からお知らせするというようにさせていただきますと思います。

それでは、続きまして規制改革・民間開放推進3か年計画の改定の状況につきまして、事務局から御報告をいただきます。よろしくお願いたします。

井上参事官 それでは、前回の御説明と若干重複するところもございますけれども、簡単に御説明させていただきます。

資料は、お手元の「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（案）（抜粋）」ということでお配りしてございますが、表紙をおめくりいただきまして、目次のページを御覧いただければと思います。

3か年計画の体系でございますけれども、最初に「I 共通的事項」ということでございますが、これは計画をどういうタイミングでフォローアップしていくのかですとか、あるいは推進会議と推進本部との関係とか、あるいは政府部内の特区との連携といったことを始めとしまして、規制全般に共通的に関わってくる事項について記載をしているところでございまして、ここは基本的には大きな変更はございません。

2つ目の柱「II 16年度重点計画事項」というところでございますけれども、この中が2つのパートに分かれておりまして、1つは「（分野横断的な取組）」ということで、「市場化テスト」以降、1、2、3とございますけれども、ここの部分は、昨年12月に推進会議として答申していただいたものの項目について、具体的な施策の部分を書き込むというのが中心になります。

それから、16年度重点計画事項の2つ目のパートが「（分野別各論）」ということで、目次に1～12まで分野が記載されておりますけれども、これが、今、御審議をいただいております追加答申の中に書き込まれる具体的な施策の部分を書き込んでいくというパートでございます。

それから、3つ目の大きなパート「III 措置事項」ということで、実は今日お配りをしておりますのは抜粋でございまして、後ろの方からちょっとごらんいただいて、後ろから13枚が文章ではなくて、最初の5枚ほどが横長の表形式のものになっております。

この横長の表形式のものは、別表として付けます、あじさい、もみじで決定されたような事項を付けているものでございますが、その5枚ほど前、後ろから6枚目から13枚目の間にA4縦長で表形式になっている欄、「市場化テスト」関係というのから始まっているものでございますが、今日は、大変恐縮でございますが、この表形式のところだけで300ページぐらいあるものですから、今日はサンプルだけを付けさせていただいております、別途メールで中身は御覧いただけるように送らせていただいておりますが、これが「III 措置事項」ということです。

これは、既に昨年の3月に計画に盛り込まれている事項を1年経ったということでリバイズをする部分。それから、同じくリバイズをするものとしましては、16年度に推進会議として答申をしていただいた昨年の12月、それから今回いただく追加答申の具体的施策を年度展開を書き込んだ形の表形式に新しく追加をしていくという作業でございます。

現在の状況でございますが、大きく2つの作業が実質的にはございまして、1つは御審議をいただいております追加答申を3か年計画の中に表の方にも含めて盛り込んでいくこと。

もう一つは、昨年の3月に既に表に盛り込まれている事項について、1年経ったところで、本当にちゃんとやられているのかどうかというのを各省に確認をして、措置済みとしていいのか、まだ措置として十分でないのかというチェックをして、この表をリバイズしていくという作業をしております。

それで、判断を要するような事項につきましては、この表形式のリバイズの部分につきましても、各担当の主査には御相談をさせていただきながら作業を進めさせていただいているところでございまして、3月下旬の次の推進会議で最終的に閣議決定をする予定の3か年計画について、また御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。ただいまの御報告につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

大橋専門委員 短冊でまとまっている事項は全体で何事項ぐらいになりそうなのですか。

岩佐企画官 事項数はカウントしているところです。

大橋専門委員 後で教えてください。

宮内議長 わかり次第教えていただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、ただいまの御報告のような形でまとまりつつあるということでございますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

来年度の検討課題等でございます。お手元の資料、私の名前で出させていただきました「2005年度の重点検討分野・検討体制等についての基本方針（案）」を御覧いただきたいと思っております。

これは、会議の新年度の検討課題等につきまして、議論の材料ということで、とりあえず私がとりまとめさせていただいたものでございます。したがって、少し私から御説明をさせていただきたいと思っております。

振り返りまして、本年度の初めでございますが、会議の発足が4月であったために、実質的な活動が5月から始まるなど、スタートが少し遅れたということで、中間とりまとめはやや時間切れになったのではないかと思います。

したがって、来年度につきましては、ちょうど今、皆様方に推進計画の改定に御尽力をいただいておりますが、それと並行して少し早目でございますが、来年度の重点課題、検討体制などの基本的な方針について議論を進めまして、できましたら今月中に決定して、4月早期にスタートするというようにできればと思っております。

そのためのたたき台でございますが、3つの分野「Ⅰ．基本方針」「Ⅱ．主要スケジュール」「Ⅲ．重点検討分野（例）」で構成しております。

できましたら、本日は「Ⅰ．基本方針」と「Ⅱ．主要スケジュール」につきまして会議としての考え方、方向性につきまして意見集約ができればと思っております。

「Ⅲ．重点検討分野（例）」につきましては、本日、皆様方から御意見を賜わりまして更に検討を進め、次回の会議ぐらいにおいて少なくとも大枠の決定ができればと思っております。

具体的には、昨年4月に会議としての平成16年度の運営方針を決定いたしました。そういう意味で平成17年度版ということを決めさせていただければということでございます。

まず「Ⅰ．基本方針」でございます。

当会議は、あらゆる規制改革・民間開放を所掌しているということで、現在も分野ごとに13のワーキンググループを設置しておりますが、限られた時間と資源の中で、より意味のある成果を上げるためには、今年やりましたと同様に、個別分野ごとではなく、分野横断的、省庁横断的なアプローチで課題を決定し、そして重点的、集中的に取り組むということが必要なのではないかと思います。

ちなみに、本年度は民間開放に関する横断的手法「市場化テスト」、官業の民間開放の推進、主要官製市場分野、すなわち医療・教育等、こういう3つの重点分野を設定いたしました。

更に重点課題の中で、改革を象徴するような重点検討事項を抽出いたしまして、それらの事項ごとに担当委員を決めることで役割分担の明確化を図るということをするべきではないかということでございます。

本年度の例では、例えば「市場化テスト」、混合診療、中医協などが取り上げられたわ

けてございます。

(3) の公開討論の重視につきましては、これまでどおりでございます。

(4) の重点課題・事項の取り組みに当たっては、行政の効率化、国民負担の軽減という点を重要な視点とできないだろうか。これは今後、消費税率アップの議論が出る前に、規制改革・民間開放を含め、徹底した行財政改革が求められると、そういうことが予想されるからでございます。

(5) の集中受付月間、特区推進についてでございますが、これにつきましては、後ほど御担当の志太委員から詳細な御説明があると思いますが、再度原点に立ち戻って、全国規模で実施するか、特区で先行的に実施するか、この二者択一が前提であるということを再度掲げていくべきではないかと。特区との連携につきましても、この基本方針が前提にない意味がないのではないかというふうに思います。

次に「II. 主要スケジュール」でございます。

これは、ご覧いただきましたとおりでございますが、(2) 番目から入ります。毎年6月ごろに政府全体の重要政策が基本方針として閣議決定されます。昨年は「市場化テスト」のモデル事業実施等が織り込まれました。本年も重点課題の検討の成果をできるだけここに盛り込んでいただくと。例えば、「市場化テスト」の法制化というようなことを盛り込んでいただければ、非常に我々にとってはプラスになるという考え方でございます。(4) 番目、昨年の中間とりまとめでは、時間切れで各省庁との協議・折衝があまりできませんでした。今年は時間を取って、中間とりまとめでもこちらの考え方を言うだけでなく、実現への成果を上げるべく、最大限努力できればということでございます。

最後に、重点課題については当面12月に答申をとりまとめるべく進めたいと存じます。これ以外の事項については、今年度のように分割答申をするかどうか、これはまた今後検討させていただければと思います。

最後に「III. 重点検討分野(例)」でございますが、(1) 番目、本年度の重点検討分野では、引き続き注力すべきと考えるケースを例として挙げさせていただきました。「市場化テスト」はモデル事業を進行中でございますが、法制化という次のステップに進むことが重要でございます。

主要官製市場改革は、混合診療、中医協など、重要事項が進み始めたとして、そういう意味で厳格なフォローアップが必要ではないかと思えます。

官業民営化等は、昨年の多岐にわたる事項について相当精力的に検討を行い、多くの成果を上げたとは思いますが、本年は取り組みを横断化、重点化するなど、更に効率的な進め方を模索すべきではないかということでございます。

法令によらない官の裁量による通知・通達等の抜本的な見直しは、実現すれば大変大きな効果が期待できると思えます。

特に、厚生労働省などでは、例えば課長通達というようなものが極めて重要な規制を行っているという事例がございます。

(2) 番目でございますが、以上の継続的重点分野に加えまして、新たな取り組みといたしまして、行政の効率化、国民負担の軽減の視点から、政策目的に沿った横断的な課題を考えてみました。これらの分野では、実際の国民、事業者などの活動は融合して1つとなっているにもかかわらず、行政の方が縦割、重複的に行われているという例でございます。

例でございますが、少子化・人材ということでは、多様化する労働者、あるいは子ども、親、こういう視点から見て行政・規制というのが整合的になっているかどうか。

あるいは、産業金融では、財務省、金融庁、経済産業省、総務省、農林水産省などさまざまな省庁の監督下にいろいろな金融が存在しております。

また、民間金融分野だけでなく、むしろ公的金融の方に問題が大きい。ここに書かれておりませんが、政策金融の検討というものを、今年の経済財政諮問会議で行うということも聞いており、当会議といたしましても、これと呼応して検討するというようなことも考えるべきではないかということでございます。

情報通信では、技術革新により、通信インフラの上で放送・サービスが展開されるなど、通信と放送の融合が始まっているのに、法制度を見ると別体系のなっていると。電波もさまざまな主体、用途が入り混じっているという現況でございます。

環境エネルギーにつきましては、エネルギー政策につきまして環境配慮と産業振興、この両面から環境省と経済産業省との行政というものが整合性、あるいはそれらに対して適切な競争監視のための機関というようなものも必要とされるのではないかとこの観点でございます。

最後の土地利用の点では、やはり用途に応じまして、個別の法制・規制が存在いたしますが、一方で、農地法と都市計画法など、その線引きが問題となっている例がございます。

これは、ほんの例示でございます。そういうレベルでございますが、個別の重点事項の抽出もまだできていない状況でございます。ただ、重点検討分野を考えていく上での切り口として提示させていただきました。

私は本質的な、また根本的な問題を含んでいるというふうに考えるわけでございますが、これらのすべてを当会議で検討するには、勿論1年度の計画といたしましては無理でございます。

したがって、皆様方のお考えの中から本日御議論をいただきまして、次の会議までに、どこにどのように焦点を絞っていくかということを決めていければと、そういう意味で本当のたたき台ということで御説明させていただきました。たたき台がないと、なかなか議論ができませんので、これに基づいて皆様方の御意見を賜われればと思います。

以上でございます。

その前に、集中受付月間につきまして、志太委員から御提出資料に基づいて御説明いただきまして、それから全般を議論していただくことにさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

志太委員 志太でございます。お手元の資料にありますとおりでございますけれども、時間がありませんので簡単に申し上げます。

3つ4つございまして、まずポイントは、提案者が特区とか全国とかいうものをどちらへ出したらいいかということで迷っている感じがありましたが、それを一本にしてもらいたい。一本で受けて、こちらの方でそれを分類するという形を取った方がいいじゃないかというふうなことが1つでございます。

2つ目には、実際の時間は2か月か3か月しかございません。これではなかなかいい答えを引き出すことはできませんので、それはそれでやったとして重要なものが残ったならば、それはまた何とかやるということも考えていただくことはできないのかということがあります。

3つ目には、特区と推進会議との連携を保ってやることはできないかと。全国がだめなら特区でやるのだというようなことがあってもいいのではないかと。そういうために事務局がうまく連携を保ってやっていただきたいというようなことを感じました。

4つ目としまして、フォローアップという言葉は非常に大事ではないかということを感じます。今回も1,000位の提案があったのですが、そのうちの200位は本省の方ではOKだということを言っているながら、実際に地方の現場ではそれが受け入れられていないというケースがございます。

そのほか、そのようなことがいろいろありますので、何かそういうものをフォローアップするような制度をつくっていったらいいのではないかと。そんなようなことを考えまして、事務局の方に提案させていただきました。事務局が特区の方と、あるいは先生方といういろいろ協議していただいて、大体このような方向にまとまったということでございます。

まだ結論が出ていないものもございしますが、そういう方向で、いい方向にまとまってきているのではないかというふうに思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、今の志太委員と私の御説明いたしましたもの全体につきまして、御自由に御発言をいただきたいと思っております。

草刈総括主査 志太さんのところで、一番最後のフォローアップということ、もう一つはここと特区との連携というのが必ずしもうまくいっていないというところもあると、それをどうやって創出していくかという大事な問題が1つあるのだらうと思います。それを是非具体的にやっていただきたいというのと、それからフォローアップのところできっと突破したのに、現実に現場でちょっとうまく機能しないという話はよく聞きます。

やはり、そういう人は、こちらにもう一回、こちらか特区の方が知りませんが、いわゆる苦情処理チームみたいのをつくって、そこであれしてあげて、もし地方の方でちゃんとやってくれないのなら、それをまたサポートしていくとか、そういう体制づくりがあった

方がいいのかなという感じがいたしました。

志太委員 おっしゃるとおりですね。そういう体制が必要だと思います。

草刈総括主査 続いて、いいですか。

宮内議長 どうぞ。

草刈総括主査 宮内議長に話していただいたところは、基本的には賛成というか、こういう形でもう少し具体的なテーマをどんどん出していくということだと思うのですが、1つ私がこういう形でいいのかなと思ったのは、少子化のところなのです。

少子化というのは、この中では少子化・人材問題というふうに書いてあるのですが、御存じのとおり少子化の問題というのは、いろんなところに影を落とすというか、影響が出てくるということにして、ここではいわゆる育児によって働きやすい環境づくりをすることか、外国人労働者を導入することか、そういうことが書いてあるし、それから教育・保育のところにも書いてあるわけですが、非常に退廃的な言い方をしますと、もし少子化がどんどん進めば、教育というのは当然のことながら競争が激しくなって、バウチャーをもらった人はどんどんいいところに行くから、どんどんつぶれていくとか、そういうこともあるし、あるいはもっと言えば、いわゆる都市化というものの中で、非常に安いコストでいいところに住めるとか、そういう非常に退廃的なプラス面もあるわけです。

もう一つ、今日、実は別のところでこの議論をしまして、この辺は女性の方があれなのかもしれないのだけれども、ある意味で非常に変な規制が日本の中にある。つまり少子化対策というのを官がいろんなことをやっているのだけれども、1つ完全に見忘れているものは、要するにフランスとかに近いぐらいの出生率だと。スウェーデンもそうですけれども、大きな原因というのが、要するに未婚児というのか、正式に籍を入れない子どもたちが平気につくれるということなのです。

これは笑ってしまうなと思ったのだけれども、実はかなり問題でして、つまり日本では正式に籍を入れた人だからこそ初めて受けられるメリットみたいなものがものすごくたくさんあるというふうになっているのです。ですから、そこは一種の規制をそこでやっているわけで、片方で文科省なんかには言わせると道徳的な何とかがという話にすぐすり変わるのだからだけれども、その辺のことにも引っかかってくるし、大変少子化問題というのは影響するところが大きいのです。

それを、こういう形でくくってしまっていいのか、あるいはもう少し突っ込んでみて、少子化というものがどういう形で我々の生活、あるいは事業とか経済に影響があるのかみたいな分析をした上で取り込んだ方が、その中でこれとこれという形で取り込んだ方がいいのかなという感じが少しいたしまして、この言葉だけでぼんと出てくると、どうしていいかわからないというか、もう少し処理の仕方、あるいは我々の中でもう少し突っ込んだ議論があり得るのではないのかなという感じが、アイデアはないのですけれども、少しそんな感じがしました。

宮内議長 たたき台ですから、どんどんたたいていただいていいわけでございます。

草刈総括主査 ちょっと感じたまま、まだアイデアはありませんけれども。

宮内議長 ありがとうございます。

本田委員 基本方針でございますが、議長、どうもありがとうございます。

私は、基本的に賛成でございますが、1つだけ御提案をしたいとおもいます。この会議は、本年、非常に委員の意思を御尊重いただき、その結果、各委員が努力をした一方、戦力が分散したという部分もあつ高と存じます。来年2005年4月から2006年3月というのは、現政権で送る、フル年度という非常に大事な年である、本会議でもインパクトのある結果をだすため、重要検討課題を抽出し、象徴的な個別改革事項を抽出が不可欠と考えます。それにあたっては、委員及び事務局の戦略的配分が不可欠となるかと思っております。

そこで、委員の個人の意思ということよりは、国としてのインパクトのあることを本会議で行うという観点から、委員及び事務局の戦略的配置をお考えいただけませんか。

宮内議長 ありがとうございます。

原委員 2点なのですが、1つは一番最初のペーパーの1枚目のところにあります基本方針は賛成いたします。

それで(4)番のところに書いてあります「行政部門の徹底した効率化・コスト削減」というのがありますけれども、私は(4)の中だけにくるのは、ちょっともったいなくて、一般の国民とか消費者から見ると、大変財政が厳しくなっていると。財政構造を何とかしなければいけないということ、非常に危機意識を持って見ているわけです。

そうしますと、やはり規制改革会議で何を指しているのかということが、もっと世の中に、私としてはPRをするというのでしょうか、目に見える形で出なければいけないのではないかなと思っております、ここの部分は、何か別々に項目を立てられて、少し象徴的に出していった方がいいのではないかと思います。そこが1点です。

それから、個別具体的なところでは、3ページのところに重点分野ということで書かれている部分で2つなのですが、環境エネルギー分野のところに「競争監視機関等」というふうに書かれていますが、競争監視というのでしょうか、実際に市場で競争される場所、それがきちんと行われているかという監視機能については、環境エネルギーだけではなくて、その上の放送・通信もそうですし、金融で言えば、証券取引監視委員会が、アメリカのSECなんかには比べれば、非常に日本の場合はまだまだ弱いとも思いますので、これは全体的な、それこそ横断的なテーマではないかなという考え方を持っています。

私自身も、羽田さんが首相をおやりになっていらっしゃるときに、物価安定政策会議のメンバーで、7つの公共料金の1年間の凍結というのをやったのですが、その後、一つひとつ解除していくときに、これからはできるだけ民営化をしていくという話でスタートしていったのですが、そのときに、きちんとした競争が行われるのかということと、公共性を持つ料金なので、情報開示をして競争条件がきちんと整っているのかどうかも見たいというようなことで、以前の経済企画庁、現在は内閣府になりますけれども、検討会のよう

なものが3年ぐらい設けられてやっておりますし、せっかくその成果もありますし、この辺りは横断的な競争の監視とか、情報開示とかというところで整理をしていただけないかと思えます。

それから、産業・金融分野のところ、金融サービス法というのが書かれておりますが、投資サービス法については、既に検討中になります。

これは、銀行と保険が入らない形で検討しておりますけれども、その次は今日の追加答申にも随分出てきておりますけれども、保険業界が信託をやりたいとか、銀行代理店のお話もありまして、かなり既存の業態ごとではなくて、横断的な形で業務が行われているようなところもありますので、銀行とか、保険も中に入れた金融サービス法の検討へ進むべきだと思っておりますので、是非取り上げていただきたいと考えております。以上です。

南場委員 先ほどの少子化の問題について、シングルマザーの件が草刈さんからあったのですけれども、この問題については、当会議でどれぐらい突っ込んでやるべきかというところはよくわからないのですが、確かにシングルマザーがやっていきにくい環境があると思えます。女性の社会進出に伴い、やはり子どもを生んで育てるということが相当コストがかかるようになってきており、子どもを生むというのは、ある女性層にとっては、生理的な現象というよりは、むしろ経済的なマターであって、そこの部分のあてがいというのが不十分であるというようなことは、大きな制度としての問題を私も女性として感じてはいるのです。

そこが今回どちらかということ、重複を排除する効率化、コスト削減の文脈で出てきてはいるのですけれども、むしろもっと積極的な視点でこの問題に当会議がどれぐらい具体的に踏み込んでいけるのかというところを、皆さんと御相談したいと思っていたところです。

あと、同じページなのですけれども、全体の取り組みとして、行政の効率化、コスト削減に取り組みましょうという御提案ですけれども、ものすごく重要なポイントだと思います。

私は、IT戦略本部の会議を1期、2年間勤めまして痛感したことなのですけれども、そこは閣僚と民間有識者という方々が参加して、それでどう見ても反対のしようがないすばらしいよいことが次々と議論されていって、そして実行されていくのですが、殆どコストの議論がされないのです。

例えば、中小企業に対して2万人を対象にIT応援をやりましょうとか、あるいは365日、24時間ノンストップで申請が受けられる行政の窓口というのを設けましょうとか、あるいはすべての学校にLANを付設しましょうとか。それは、LANはないよりはあった方がいいし、窓口はずっと空いている方がいいし、それに中小企業は助けた方がいいし、反対しにくい議論がテーブルに乗っけられて、そうだそうだということになるわけなのですが、それに必要なコストというのとセットで議論されないのが、非常に危険だなと思うのです。

シビル・ミニマムとかナショナル・ミニマムという言葉がありますけれども、1970年代

にもうそれは達成されていて、今はそれを超えてやることについては、すべてコストとセットで議論しなければなりません。けれども、なかなか国の意思決定というのはそうっていないのだなというのを間近に見る機会があったわけです。だから、各論的に重複を排除する、あるいは競争の監視をするということではなく、もろもろの施策の意思決定のメカニズムに、どうやってコスト意識を埋めていくのかというのが非常に大きな課題ですし、予算の仕組みになっていきますと、当会議はどれくらい入っていきか、非常に微妙だという話ではあるのですが、全般的に極めて大きな問題になっていると思います。この辺が改善されないまま増税というのは、一市民としてもなかなか受け入れ難いことではあります。

草刈総括主査 今、南場さんが言われたことで、少子化の方の話ですけれども、私が申し上げているのは、シングルマザーというか、要するに籍を入れるという話が日本とかヨーロッパでは全然コンセプトが違うわけです。簡単に籍を入れないでカップルになれてしまおうとか、あれが違うわけですから、それをこの会議で取り上げるかということをお願いしているのではなくて、例えばそういう問題もありますと。

少子化というテーマを一つ取ると、ものすごく広がり大きいので、その中で少し絵をかいてみて、どれを我々としてつかまえるべきかというのをやった方がいいのではないかと。たまたま今日は、すごくきれいに整理した紙をもらってなるほどなと思ったものだから、そんなことを申し上げたのですけれども。

それと、行政コストは、私は先ほど言うのを忘れてしまったのですけれども、原さんから提起がありましたけれども、行政部門を徹底した効率化、コスト削減というのは、まさに税金が増税ムードになってくる前に徹底的にやっておかなければいけないという、恐らく今年が一番大事なテーマではないかという感じがするわけです。全く同感なので、やはりこれを浮かび上がらして徹底的にやっていくと。

それで、例えば公務員改革の問題にも絶対になってしまうとか、いろんなことが出てきて、それで八代先生の「市場化テスト」というのは、まさにこれをやるための一つの大きなツールですね。だから、それとの関連もものすごくあるわけですから、この辺を一つを中心テーマに置くべきだという感じは全く同感でございます。

安念専門委員 どうも足輕の分際で全体について口を出すのも何でございますが、私の個人的な経験では、霞が関とか、永田町界限を歩いておりますと、当会議の評判が甚だ悪うございまして、要するにみんなから嫌われていて、それは我々が成果を上げているということだから、嫌われれば、嫌われるほどいいと思うのですけれども、無用に嫌われる必要はないので、私どもとしては、今までは正論なんだから、なぜ正論が通用しないのだろう、それはおかしいのだということで来たと思うのですが、そろそろ世論対策というものも考えなければいけない時期で、その点は本田先生や南場先生がおっしゃったことと関連すると思うのですが、やはり大きなテーマとしては、人々の恨みの大きいところをとらまえるべきだと。

そうすると、私も教育の人間でございますので、学校について人々の恨みが極めて熾烈であるというのはよくわかりますので、例えば学校で行くと。

それから、日本人は安心ということを非常に高く評価する民族でございますから、そうとなると医療、福祉、雇用というところが、今の教育を含めて4つぐらいの分野が何といても世論の支持を受けやすいというところではないかと思えます。何も世の中に受ける必要はないと思えますが、受けられるものなら受けてもいいのだから、その辺りは、1つは「市場化テスト」で横串をぶすっと差して、個別分野ではその4つぐらいがいいと。

私は、例えば温暖化対策が大切なことはよくわかるのですが、私も含めてほとんどの人間はどうせ死んだ後のことだということで、なかなか世論を見方に付けるのは実際には難しいと思うのです。ですから、人々の不安や恨みの大きいところを来年は大づかみで取り出してやるというのが一つの戦術ではないかと思うのでございます。

それから、少子化の件でございますが、これは当会議で取り上げるのに少しもはばかることはない。

と申しますのは、日本は先進国の中で異常に人工妊娠中絶の多い国として知られております。勿論、ほとんど全面的に中絶手術が適法な国というのは先進国にはほとんどありませんので、だから多いのだという説明もあろうと思うのです。

道徳主義者は、それは無軌道な性行動のゆえであるというふうに言いたがるものですが、無軌道の性行動をする人は、考えてみればどこの国だっているのであって、それが日本だけ中絶が多いことの説明はできないと思うのです。因果関係を数学的な手法で分析したものは、私はないと思えますが、前から言われていることは、日本は非嫡出子に対する差別が極めて熾烈だからと、だから特に母親が子どもがかわいそうだと思って中絶するケースが多いと、これは私は実感としてよくわかります。

つまり、道徳的に非難すべきかどうか、仮にそうだとしても罪のない、生まれてくる子を不利益に扱うことによって、道徳を維持しようなどというのは全くナンセンスな話ですので、例えば戸籍法とか民法の規定を改正する。これは、まさに民法や戸籍法自体が、草刈主査がおっしゃったように規制になっているのですから、それを改正するのにはばかるところはないというのが私の考えでございます。

大橋専門委員 基本方針は、私は大体いいと思えますが、先ほどから議論になっております「行政部門の徹底した効率化・コスト削減」という部分でございます。やや私の経験を申し上げますと、1980年代以前は、規制という言葉を使わずに許認可事務の整理ということで政府はやってきたわけでございます。その際の基本的な視点は、まさに「行政部門の徹底した効率化・コストの削減」というのが視点だったのです。

それが1980年代以降、第二臨調を中心として、今度は規制という言葉を使って規制改革が進められたわけです。許認可事務の整理ということではなくなったわけでございます。

その際の視点というのは何かというと、むしろ行政部門の効率化・簡素化とか、コスト削減という視点よりも、官と民の役割分担とか、あるいは民間事業者の自由な活用分野の拡

大というようなものが視点になってきて、その視点というのは、現在でも通用していると思うのでございます。

そういう観点からいいますと、今度の基本方針の重点分野事項の取り組みの視点として、このような行政部門の徹底した効率化・コスト削減ということを出し出すということは、私に言わせると、やや古語を出すかなという感じをしております、若干違和感を感じております。

ただし、当然のことながら規制というのは行政がやっていることでございますから、その改革は、その結果として行政部門の簡素化なり、効率化、コスト削減に続くことは当然のことでございますが、視点として全面に出すのがいいかどうか、十分検討を要すると思います。

原委員 私も大橋委員の意見をお聞きしながら思っていたのですが、実際にこの文言が適切かどうかというのは、また十分検討をしていただいた方が大橋委員がおっしゃられるように、私としても思いますので、私が言いたかったのは、財政構造の逼迫化の中で、本来何を公がすべきかとか、行政がすべきかということを中心にきちんと見直さないと、増税という話にはならないということを適切な文言で強調できたらいいということですので、是非文言についてはこれでというわけではありまして、御検討いただけたらと思います。

それから、私は1年参画して思ったことは、各省庁の方とお目にかかってお話をしている、各省庁の方は御自分の業務なのだから、大変一生懸命というところはわかるのですが、御自分たち自身の中から、やはり自分たちが今やっていることが、今の社会に一番フィットしているというのではなくて、もう少し違う政策でやった方がいいのではないかと、制度の方がいいのではないかと、多分いろいろとおありになるのではないかなと思っていて、何かそういうものが自分たちの中からも出てくるようなことにならないのかなというのは、1年目だから感じた感想かもしれませんが、そう思ひまして、その辺りも長期的な検討課題にさせていただけたらと思います。

福井専門委員 規制改革と行政効率化の御議論がございましたので、ちょっと感想を申し上げます。恐らく規制改革という場合の規制の意味ですが、勿論、行政とか法令が民間部門に対して、規制や許認可でコントロールをしているというのが原点だと思いますが、このような規制を改革するというのもともとの大きな意味が2つあると思うわけですね。

1つは、規制や許認可が本来民間でもっと花開くはずの豊かな市場を縮小させたり、窒息させたりしているのではないかと、民業の部門の一種の圧迫ということですね。これも規制のコストの大きな1つですね。

もう一つの大きな規制のコストは、規制そのもののランニング・コストですね。それは公務員を抱えて、国、自治体、特殊法人等を含めて、公務員制度を維持したり、あるいはルーティンとしての規制許認可の運営のために、例えば外注コスト等がかかる。

これらがばかにならないということは、まさに昨年1年間の鈴木主査の官業民営化等の

検討を通じても如実に現われています。ちょっと探っただけでも、恐ろしく非効率な官業は枚挙にいとまがないということが明らかになったわけで、これは新しい規制改革への焦点の当て方だと思います。

大橋先生から、かなりいいしえだという御指摘がございましたが、むしろしばらくキーワードから消えていたがゆえに、かえって肥大化している側面もあるかもしれないと思いました。規制の民業に対する影響の側面と官業自体のコストという側面でとらえるのが、規制改革の大きなとらえ方と考える余地もあると思いますので、大きな柱として、規制、許認可、官業等にかかる行政コストの削減は、費用対便益の観点から効果があるのであれば、できるだけそれに要するコストは小さい方がいいという相対関係でとらえていくことに十分意味があるのではないかと思います。

宮内議長 ありがとうございます。

志太委員 ちょっととんでもないことを申し上げていたのですけれども、先ほど安念先生もおっしゃいましたが、もっと一般が知らなければいかぬと。霞が関で評判が悪いなんていうお話がございましたが、やはり大衆を我々の味方にしなければいけないと思うのです。

このところ、日経新聞でした調査では、国民の我々のやっている規制改革というものを知っている人は7%だそうですね。ですから、まだまだ知っている方が少ないという形でございます。

そういうことで、私ども、今、日本ビジネス協議会というところで全面的に取り上げて、それぞれのところに委員会をつくって、こちらに協力していただきながらいろんなことをやろうとしているのです。

そういう中で、ある新聞社からフォーラムをやりたいというようなことで、いろんなベンチャー国民会議なんていうのもありますね、ああいうフォーラムはいっぱいある、ああいうふうなものをこちらでもやって、もっと国民的合意を得たらどうかというような話もありまして、それはちょっとこちらの会議が中心になってやらなければいけないから、ちょっとそれは待ってということはおいてあるのですけれども、それよりも何かの方法で、前からPRということを随分お話が出ておりますけれども、何らかの方法で、もっと国民的支持を得ると。最近新聞に随分出てきてよかったなと思っているのですが、何かそういうフォーラム辺りも検討するということができないものかどうか、7%では余りにも寂しいと思いますので、そういうことを御検討いただいたらどうかということをおもいました。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。さまざまな御意見をちょうだいいたしました。本件につきましては、次回の会議で更に議論を進めてまいりたいというふうに思います。

したがって、本日の御意見を踏まえまして、たたき台第2版というものでも作ってまいりまして、また御議論をしていただくということにさせていただきたいと思いますが、

それまでにまたお気づきの点がございましたら、是非私がまとめさせていただきますので、私あるいは事務局あてに御意見をちょうだいしたいと思います。できるだけ来年度のいい目標を作りまして、よりよい成果を上げるということが我々のミッションでございますので、そういうものを3月中に作ればというふうに思っております。

次回の会議でございますが、3月下旬を目途に開催いたしまして、追加答申を会議として決定するほか、3か年計画の改定につきまして御報告いただくと。

そして、ただいま申し上げましたが、引き続き来年度の検討課題等につきまして御議論いただくと。本年度の最後の締めくくりと、来年度に向かっての議論ということを見せていただきたいと思っております。

日時につきましては、事務局で御調整いただきまして、皆様方に御連絡をさせていただきますと思います。

それでは、最後でございますが、事務局から何か御連絡はございますか。

井上参事官 特にございません。

宮内議長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を終わらせていただきますが、記者会見をこの後にする予定でございます。

それから、初めに申し上げましたように、基本方針の案を除きまして、対外的に非公表ということで、今日の資料は取り扱いをお願い申し上げたいと思っております。

ありがとうございました。